

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月13日提出

提出者 高梁市議会議員 宮 田 好 夫

賛成者 高梁市議会議員 川 上 博 司

〃 〃 石 井 聡 美

高梁市条例第 号

(令和5年 月 日制定)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年高梁市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の155」を「100分の160」に改める。

第2条 高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

第3条 高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「425,000円」を「435,000円」に、「357,000円」を「365,000円」に、「342,000円」を「350,000円」に改める。

附 則（令和5年高梁市条例第 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和6年4月1日から、第3条の規定は令和6年10月24日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

提 案 理 由

高梁市特別職報酬等審議会に諮問の結果、答申を得たので、これに基づき改正するため。

(参考)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の155</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

(参考)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>

(参考)

高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現行
<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>435,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>365,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>350,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>425,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>357,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>342,000円</u></p>